

(様式第 1 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
代表者の氏名

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金交付申請書

標記の補助金について交付を受けたいので、大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 申請額の算出基礎 別紙、申請額等算定表のとおり
- 3 整備を行う施設の所在地、施設名称及び施設種別
施設の所在地 : _____
施設 の 名 称 : _____
施 設 種 別 : _____
- 4 補助事業の名称、目的及び内容
名称 : _____
目的及び内容 : _____
- 5 補助金を必要とする理由

6 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) A4版設計図書（配置図及び平面図（室名及び面積を記載したもの））の写し
- (3) 増築又は増改築（一部を含む。）の場合は、前号のほか既存建物との関係明示図の写し
- (4) 施設整備特別会計歳入歳出予算書
- (5) 室別面積表
- (6) 工事費又は工事請負費の見積書の写し
- (7) 設計監理費の見積書の写し
- (8) 補助事業に関し他に助成を受ける予定の場合は、その助成内容がわかる書類
- (9) 補助事業に係る会計の本年度及び前年度の予算書の写し
- (10) 補助事業に係る会計の前年度収支計算書（決算書）の写し
- (11) 法人財産目録の写し（社会福祉法人以外で財産目録がない場合は固定資産の明細）
- (12) 印鑑登録証明書
- (13) 土地及び建物を賃貸借するなどにより施設整備する場合は、賃貸借契約書等の写し
（契約締結前は、契約書案の写し）
- (14) その他市長が必要とするもの

申請額等算定表

(円)

総事業費	寄付金等の収入	差引額 (A-B)	対象経費の 支出予定額	基準額	補助率	補助申請額 (C・D・Eのうち 最も低い額×(F)) 【千円未満切捨】
【A】	【B】	【C】	【D】	【E】	【F】	【G】
					3/4	

※当該年度分を記載すること

(内訳)

○ 総事業費【A】、寄付金等の収入【B】、差引額(A-B)【C】 (円)

	年度 %	年度 %	総 計 100%
総事業費			
寄付金等の収入			
差引額(A-B)			

○ 対象経費の支出予定額【D】 (円)

	年度 %	年度 %	総 計 100%
工事請負費			
工事事務費			
その他			
計			

事業計画書

1 施設の名称及び所在地	名 称： 所在地：											
2 施 設 の 種 別												
3 事業の目的及び効果												
4 設置主体及び経営法人	所 在 地： 名 称： 代表者氏名：											
5 児童の状況	区分 定員 現員	児童数 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 25%;">現在</th><th style="width: 25%;">増・減</th><th style="width: 50%;">整備後</th></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>		現在	増・減	整備後						
現在	増・減	整備後										
6 施設の規模及び構造	※賃貸物件の改修による整備の場合は、(1)及び(2)の記載は不要とする。											
(1)敷 地 面 積	m ²											
(2)敷地の所有関係	自己所有 m ² ・借 地 m ² (相手方：)											
(借地の場合)	賃料 有 (月額： 円) ・ 無 地上権設定登記 有・無 借地契約 有・無 (年) 第三者の対抗要件 (その方法) 有 () ・ 無											
(3)整 備 種 別	創設・増築・改築(一部・全面)・民老改築(一部・全部)・分園											
(4)建 物 の 面 積	建築面積 m ² ・延面積 m ²											
(5)建 物 の 構 造	造 階建 (内 階部分)											
(借家の場合)	契約 (方法) 有 () ・ 無 第三者の対抗要件 (その方法) 有 () ・ 無											

7 事業費内訳		
(1)工事請負費		円（うち対象経費 円）
(2)工事事務費		円（うち対象経費 円）
(3)その他		円（うち対象経費 円）
事業費合計		円（うち対象経費 円）
8 整備財源内訳		
(1)補助金		円
(2)設置者負担金		円
(内訳)	自己資金	円
	借入金	円（借入先： ）
(3)整備財源合計		円
9 工事期間等		
(1)工事・請負の別	請負 ・ その他（ ）	
(2)契約年月日	年 月 日（予定）	
(3)着工年月日	年 月 日（予定）	
(4)竣工年月日	年 月 日（予定）	
(5)事業完了年月日	年 月 日（予定）	
(6)運営開始年月日	年 月 日（予定）	
10 その他参考事項（建設後の抵当権の設定や仕入税額控除の申告時期など）		

(様式第 2 号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

法人名
代表者名 様

大阪市長

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金交付決定通知書

金 年 月 日付けで申請のあった標記補助金については、次の条件を付して
円を交付することを決定したので通知します。

記

1 補助金交付の条件

- (1) 補助事業に関する整備計画の計画変更に伴う事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業の内容のうち、事業計画書に記載された建物等の用途を変更する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業を中止、又は廃止（一部中止、又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業が計画期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号、以下「適正化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (6) (5)の承認を受けた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（事業の中止又は廃

止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後 10 年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前期の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。
- (10) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (11) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (12) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど本市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) この補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、又は財団法人 JKA 若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (14) 工事の経過など事業の進捗状況を必要に応じて市長に報告しなければならない。
- (15) 市長が補助金の交付の決定を取消した場合において、既に補助金が交付されているときは、市長の定める期限までに市長の定める額を返還しなければならない。

2 その他

- (1) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。
- (2) 概算払での補助金の請求については、大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助要綱第 14 条第 3 項第 3 号及び第 6 号に定める契約書の写しを添付すること。
- (3) この補助金は、交付申請した者が行う施設の整備に対して交付するものであり、申請書記載の内容と相違することのないよう使用しなければならない。
- (4) その他、大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助要綱に定められている内容を遵守すること。

(様式第 3 号)

大こ青第 号
年 月 日

法人名
代表者名 様

大阪市長

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 交付しない理由

(様式第 4 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
代表者の氏名

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のありました大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助金の交付決定については、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）第 8 条及び大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請を取り下げます。

記

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

2 取下げの理由

(様式第 5 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
代表者の氏名

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金補助事業内容変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更する必要がありますので、大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、大阪市長の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

【変更内容】

【理由】

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) その他市長が必要とするもの

(様式第 6 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
代表者の氏名

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金補助事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助要綱第 10 条第 1 項の規定に基づき、大阪市長の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

(様式第 7 号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

法人名
代表者名 様

大阪市長

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金事業内容変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助要綱第 10 条第 1 項に規定する承認申請について、次のとおり承認することを通知します。

記

- 1 承認する内容等
- 2 承認条件

(様式第 8 号)

大こ青第 号
年 月 日

法人名
代表者名 様

大阪市長

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金事業内容変更等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助要綱第 10 条第 1 項に規定する承認申請について、次のとおり承認しませんので通知します。

記

1 承認しない理由

(様式第9号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

法人名
代表者名 様

大阪市長

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定しました大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助金については、次のとおり取消し・変更することを決定しましたので通知します。

記

- 1 取消し・変更の内容
- 2 取消し・変更の理由

(様式第 10 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

法 人 名
所 在 地
代表者の氏名

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号で交付決定を受けた標記補助金にか
かる事業の実績について、大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預か
り事業実施施設整備費補助要綱第 14 条第 1 項の規定に基づき、下記関係書類を添え報告します。

記

1 補助金予定額 _____ 円

2 申請額の算出基礎 別紙、申請額等算定表のとおり

3 整備を行った施設の所在地・施設名及び施設種別

施設の所在地：

施 設 の 名 称：

施 設 種 別：

4 補助事業の名称

5 補助金等の交付の決定にかかる通知書の交付日及び交付番号

年 月 日 大阪市指令こ青第 号

6 添付書類

- (1) 事業実績報告書
- (2) 施設整備特別会計歳入歳出決算（見込）書
- (3) 工事についての契約関係書類の写し
- (4) 工事契約金額報告書
- (5) 土地及び建物を賃貸借するなどにより大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設を設置する場合は、賃貸借契約書等の写し及び第三者への対抗要件を備えたことを証するもの（ただし、大阪市から賃貸借するなどの場合は第三者への対抗要件は不要とする。）
- (6) 設計監理についての契約関係書類の写し
- (7) 第3号、第5号及び第6号に規定する契約についての支払完了分の領収書の写し、又は未払い分の請求書（ただし、納品・引き渡しの完了したもの）の写し
- (8) 前号に規定する書類で証明される金額が、第3号、第5号及び第6号に規定する契約関係書類の金額と異なる場合は、その理由書
- (9) 室別面積表
- (10) 建物の配置図、仕様書、平面図（室名及び面積を明記したもの）及び立面図の写し
- (11) 建物内外主要部分の写真等
- (12) 検査済証の写し（ただし、改修工事等の建築確認申請の対象とならない場合又は複数年の継続事業のため検査済証が未交付の場合を除く。）
- (13) 事業にともなう借入金がある場合は、それを証明する書類
- (14) 工事建物引渡書及び物品納品書（補助対象経費のものに限る。）
- (15) 自己所有建物による施設整備の場合は、所有権保存登記後の全部事項証明書
- (16) その他市長が必要とするもの

申請額等算定表

(円)

総事業費	寄付金等の収入	差引額 (A-B)	対象経費の 実支出額	基準額	補助率	補助申請額 (C・D・Eのうち 最も低い額×(F)) 【千円未満切捨】
【A】	【B】	【C】	【D】	【E】	【F】	【G】
					3/4	

※当該年度分を記載すること

(内訳)

○ 総事業費【A】、寄付金等の収入【B】、差引額(A-B)【C】 (円)

	年度 %	年度 %	計 100%
総事業費			
寄付金等の収入			
差引額(A-B)			

○ 対象経費の実支出額【D】 (円)

	年度 %	年度 %	計 100%
工事請負費			
工事事務費			
その他			
計			

事業実績報告書

1 施設の名称及び所在地	名 称： 所在地：			
2 施 設 の 種 別				
3 設置主体及び経営法人	所 在 地： 名 称： 代表者氏名：			
4 児童の状況	区分	児童数		
		現在	増・減	整備後
	定員			
	現員			
5 施設の規模及び構造	※賃貸物件の改修による整備の場合は、(1)及び(2)の記載は不要とする。			
(1)敷 地 面 積	m ²			
(2)敷地の所有関係	自己所有 m ² ・借 地 m ² （相手方： ）			
(借地の場合)	賃料 有（月額： 円）・無 地上権設定登記 有・無 借地契約 有・無（ 年） 第三者の対抗要件（その方法） 有（ ）・無			
(3)整 備 種 別	創設・増築・改築(一部・全面)・民老改築(一部・全部)・分園			
(4)建 物 の 面 積	建築面積 m ² ・延面積 m ²			
(5)建 物 の 構 造	造 階建（内 階部分）			
(借家の場合)	契約（方法） 有（ ）・無 第三者の対抗要件（その方法） 有（ ）・無			

6 事業費内訳		
(1)工事請負費		円（うち対象経費 円）
(2)工事事務費		円（うち対象経費 円）
(3)その他		円（うち対象経費 円）
事業費合計		円（うち対象経費 円）
7 整備財源内訳		
(1)補助金		円
(2)設置者負担金		円
(内訳)	自己資金	円
	借入金	円（借入先： ）
(3)整備財源合計		円
8 工事期間等		
(1)工事・請負の別	請負 ・ その他（ ）	
(2)契約年月日	年 月 日	
(3)着工年月日	年 月 日	
(4)竣工年月日	年 月 日	
(5)事業完了年月日	年 月 日	
(6)運営開始年月日	年 月 日（予定）	
9 その他参考事項（建設後の抵当権の設定や仕入税額控除の申告時期など）		

(様式第 11 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

(補助事業者)
法 人 名
所 在 地
代表者の氏名

(施工業者等)
法 人 名
所 在 地
代表者の氏名

工 事 契 約 金 額 報 告 書

発注者（委託者）「補助事業者名」と請負者（委託者）「施工業者等」は、「施設名」建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工（設計図書の作成）するとともに、補助金（交付金）についてもこれに基づき算定したことを報告します。

契約名称	契約年月日	契約金額
〇〇施設建設工事	年 月 日	金 円
〇〇施設工事変更契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
〇〇施設設計監理契約	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円
	年 月 日	金 円

(様式第 12 号)

大こ青第 号
年 月 日

法人名
代表者名 様

大阪市長

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定しました大阪市立保育
所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助金については、
次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 確定金額 金 円

(様式第 13 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
法人代表者名

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金支払報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けました補助事業について、当該補助事業に係る支払が完了しましたので、大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助要綱第 16 条の規定に基づき、領収書（又は振込金受領書）の写しを添えて報告します。

(様式第 14 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
代表者の氏名

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金精算報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けました
標記補助について、大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助要綱第 17 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり精算報告します。

記

1 補助対象事業の名称

2 補助金の予定金額	金	円
補助金受入済額	金	円
補助金精算額	金	円

(様式第 15 号)

大阪市指令こ青第 号
 年 月 日

法人名
代表者名 様

大阪市長

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定しました大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助金については、次のとおり取消しすることを決定しましたので通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由

(様式第 16 号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金交付返還決定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号による大阪市立保育所民間移管
における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助金の取消しに伴い、大阪市
立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助要綱第19
条第1項の規定により、次のとおり返還を求めます。

1 返還決定額 金 円

2 返 還 期 日 年 月 日

3 返 還 方 法 別添の納付書による

(様式第 17 号)

大 こ 青 第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業
実施施設整備費補助金額更正通知書兼返還決定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて確定した大阪市立保育所民間移管に
おける地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助金については、次のとおり補
助金額を更正したので、大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事
業実施施設整備費補助要綱第20条第 1 項の規定により通知し、返還を求めます。

1 更 正 内 容

更正前の額	更正後の額	差 額
円	円	円

2 返還決定額 金 円

3 返 還 期 日 年 月 日

4 返 還 方 法 別添の納付書による

(様式第 18 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

所 在 地
法 人 名
法人代表者名

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定を受けた大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助金について、大阪市立保育所民間移管における地域子育て支援拠点・一時預かり事業実施施設整備費補助要綱第 21 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

1 補助金交付額

金 _____ 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額
(要補助金返還額)

金 _____ 円

3 添付書類

- (1) 2 の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額に係る確定申告の写し（確定申告後に修正申告等を行った場合にはその修正申告の写し等）
- (2) 2 の消費税及び地方消費税額に係る仕入控除税額の積算内訳等
- (3) その他市長が必要とするもの。